

京都府スキー連盟(SAK)ポイント制 細則

1994. 1. 1制定

1. 競技会

1-1 ポイント対象競技は、SAJ公認A級大会、B級大会及び京都府スキー連盟指定の大会とする。

1-2 京都府スキー連盟指定の大会はSAK指定A級大会とSAK指定B級大会とする。

1-2-1 SAK指定A級大会は京都府スキー連盟が主催又は後援あるいは参加する下記の大会とする。

- ①京都府スキー選手権大会
- ②国スポスキー大会京都府予選会
- ③京都府高等学校スキー大会
- ④京都府高等学校春季スキー選手権大会
- ⑤クラブ対抗スキー大会
- ⑥SKIチャレンジ京都大会
- ⑦京都府中学生スキー大会
- ⑧近畿中学校スキー選手権大会
- ⑨近畿高等学校スキー選手権大会

1-2-2 SAK指定B級大会は地域主催やクラブ主催の大会で、京都府スキー連盟の承認を受けた大会とする。B級大会は年度始めに発表される。

2. 選手

2-1 京都府スキー連盟に加盟している団体の競技者はすべて京都府スキー連盟ポイント(以下、SAKポイント)を取得することができる。

3. 登録

3-1 SAKポイントリストに掲載される競技者は、所定の申し込み用紙を用い加盟団体を通じて毎年9月30日までにSAK競技者登録を完了した競技者に限る。

3-2 府選手権・国スポ予選申し込み締め切り日を過ぎてSAK競技者登録申請された選手は、その年に発行されるNo.1ポイントリストには掲載されない。

3-3 SAK登録クラブに登録されていない個人の単位でのSAK競技者登録申請は認められない。

3-4 競技者はSAK競技者登録申請後コードナンバーの報告を受ける。この番号は特別の変更がない限り変わることはない。

4. 登録料

4-1 SAK競技者登録を行う競技者は、毎年、年次登録料として9月30日までに500円、10月1日以降に登録する者は1000円を納付しなければならない。

4-2 納付されたSAK競技者登録料は、その年度内にその登録抹消があっても返金はしない。

5. 算定期間

5-1 SAKポイントの算定期間は、毎年12月1日より翌年の4月30日までの間に行われた競技を算定対象とする。

5-2 シーズン途中の競技成績を反映させたNo.2リストを設け、SAKポイントを算定する。

6. ポイント計算方法

6-1 アルペン競技

6-1-1 レースポイント計算 ※計算式 $P = (T_x \times F) \div T_o - F$

P = レースポイント

T_o = 優勝者のタイム(秒単位)

T_x = 該当選手のタイム(秒単位)

F = F値

※F値については、当該年度のSAJポイントに準ずるものとする。

6-1-2 ペナルティー計算

6-1-2-1 該当レースの10位以内の選手の中にSAKポイント保持者が5人以上いる場合は、SAKポイントが他の選手よりも良い(小さい)5人の選手を選ぶ。(この5人のポイントを合計する=合計A)

SAKポイントがマックス値より大きい不明の場合、ペナルティー計算にはマックス値が使われる。

※マックス値については、当該年度のSAJポイントに準ずるものとする。

6-1-2-2 別途該当レースに出走した選手の中から(完走、失格、途中棄権にかかわらず)SAKポイントが他よりも良い5人の選手を選ぶ。(この5人のポイントを合計する=合計B)

SAKポイントがマックス値より大きい場合はマックス値が使われる。

6-1-2-3 該当レースの競技順位10位以内の選手の中でSAKポイント保持者が5人未満の場合これらのポイントなしの選手にはマックス値を与える。

マックス値を与えた選手のうちレースポイントのより大きい、つまり順位が下の選手がペナルティー計算の対象選手となる。

6-1-2-4 当該レースの競技順位10位以内に2人以上の同タイムの選手がいる場合、もしこれらの選手が計算対象のベスト5に入っていれば全員がペナルティー計算の対象選手となる。

6-1-2-5 ペナルティー計算の対象となるSAKポイントで、5番目に良いSAKポイントを持っている選手が2人以上いる場合は、レースポイントが最大、つまりその中で競技順位が最下位の選手1人がペナルティー計算の対象となる。

6-1-2-6 ポイント計算において該当競技のマックス値を越えるレースポイントは採用されず、代わりにマックス値が適用される。

6-1-2-7 当該レース10位以内のSAKポイントベスト5のSAKポイント、あるいはマックス値を合計する(合計A)。次に出場選手(スタートを完了した)のSAKポイントランキングベスト5のSAKポイント、あるいはマックス値を合計する(合計B)。

次に当該レース10位以内のペナルティー計算対象選手(ベスト5)のレースポイントを合計する(合計C)。

最後に10位以内のベスト5のSAKポイント合計(A)と出場選手のベスト5のSAKポイント合計(B)を足したものから10位以内のベスト5のレースポイント合計(C)を引き、その差を10で割る。その結果がそのレースの計算ペナルティー(ペナルティーポイント)となる。

計算式は次のとおり (合計A+合計B-合計C)÷10=ペナルティーポイント

ペナルティーポイントは1000分の1の位(小数点第3位)で四捨五入する。

6-1-2-8 競技者が5人未満の場合の対応

リザルトリストの上位10位の競技者でSAKポイントを有する競技者が5人未満の場合、もしくはスタートした競技者のうち、SAKポイントを所持する者が5人未満の場合、SAKポイントのない競技者つまり残りの競技者がマックス値(回転:165ポイント、大回転220ポイント)を与えられる。上位5名のうちSAKポイント保持者が3人に満たない場合または、3人の競技者が完走しない場合には、各競技のマックスポイントの2倍がミニマムペナルティとなる。

6-1-2-9 計算ペナルティーが負数になった場合、ゼロペナルティーが適用される。

6-2 クロスカントリー競技

6-2-1 レースポイント計算

計算式はアルペン競技と同じである。走法によって差をなくするためにF値を設ける。

※F値については、SAJポイントに準ずるものとする。

6-2-2 ペナルティー計算

上位5人のSAKポイントを計算対象とする(少なくとも5人の競技者の公式成績が報告されていないとSAKポイントレースとしては成立しない)。

5人のうちポイント2位から4位の3人のポイントを合計しその値を3.50で割った値を計算ペナルティーとする。

SAKポイントがマックス値より大きい、ポイントがない場合はマックス値が使われる。

※マックス値については、当該年度のSAJポイントに準ずるものとする。

6-3 個人ポイントの計算

該当レースの個人ポイントは該当選手のレースポイントと計算ペナルティーポイントを加えた値がそのレースの個人ポイントとなる。

6-4 ミニマムペナルティー

6-4-1 各大会にミニマムペナルティーの設定を行うことができる。

6-4-2 計算されたペナルティーがミニマムペナルティーより大きい場合は、計算されたペナルティーが適用される。

6-4-3 計算されたペナルティーがミニマムペナルティーより小さい場合は、ミニマムペナルティーが適用される。

6-4-4 当該年度のミニマムペナルティーはNo.1リスト発行時に発表される。

7. ペナルティー

7-1 各種目のペナルティーは下記のとおりとする。

	シングルペナルティー	ダブルペナルティー
回 転	20%	50%
大回転	20%	50%
クロスカントリー	20%	70%

計算結果は100分の1の位(小数点第2位)で四捨五入する。

7-2 傷病を理由とする場合

選手が傷病のため算定期間中の競技に出場できなかった場合、その選手の所属チームは4月30日までに医師の診断書を添えてシングルペナルティーの申請をすることができる。なお診断書には競技者氏名、住所、事故等のあった場所、傷病名、競技不能の期間が明記されていなければならない。

7-3 勉学を理由とする場合

SAK登録クラブ代表者は所属する選手が勉学のため競技に参加することが不可能となることを証明し、理由と期間を記してシングルペナルティーの申請をすることができる。

この申請は11月30日までに提出されなければならない。

7-4 期間が1年以上の場合

7-2または7-3による手続きがなされていれば競技不能と認められた期間中毎年シングルペナルティーが加算される。

8. No. 2ポイント(アルペン競技のみ)及び最終ポイントの計算

8-1 アルペン競技

8-1-1 2つ以上の成績を持っている場合は各種目の上位2つの平均がNo.2及び最終ポイントとなる。

8-1-2 上記を踏まえつつ、No. 2ポイントと最終ポイントの計算は、SAJポイント計算に準じて以下のとおりとする。

以下の表においては、年度ポイント(SAK No. 1 ポイント)=P、取得ポイント=Q とする。

	シーズン中の計算 (SAK No. 2 ポイント)	シーズン終了時の計算
P のみ	P	P にダブルペナルティを加算
P+「Q1 つ」	(P+Q)÷2) < P のとき、P は計算値とする (P+Q)÷2) > P のとき、P はP とする	Q にシングルペナルティを加算
P+「Q2 つ」	(Pを含むベスト2の合計)÷2) < P のとき、P は計算値とする (Pを含むベスト2の合計)÷2) > P のとき、P はP とする	Q のベスト2の合計÷2
P+「Q3 つ以上」	(Pを含むベスト2の合計)÷2) < P のとき、P は計算値とする (Pを含むベスト2の合計)÷2) > P のとき、P はP とする	Q のベスト2の合計÷2
Q1 つ	Q のシングルペナルティ	Q にシングルペナルティを加算
Q2 つ	Q の合計÷2	Q の合計÷2
Q3 つ以上	Q のベスト2の合計÷2	Q のベスト2の合計÷2

8-1-3 当年度SAKNo. 1ポイントを持っているが2年連続でポイント対象競技に出場がない場合、ポイントは無しとなる。

8-1-4 当年度SAKNo. 1ポイントも出場ポイントもない場合、ポイントは無しとなる。

8-2 クロスカントリー競技

8-2-1 総合ポイント制により、クラシカル、フリーの種目を合算してポイントを計算する。

8-2-2 当年度の競技のポイントが2つ以上有る場合は、良いポイントの2つの平均とする。

8-2-3 1つのポイントしかない場合は、1つのポイントに 1.2 を乗じた数値とする。

8-2-4 当年度の競技成績が無い場合、ポイントは無しとなる。ただし、当年度 SAK No. 1 ポイントを持っている場合、当年度 SAK No. 1ポイントに 1.7 を乗じた数値が最終ポイントとなる。2年連続で出場が無い場合、ポイントは無しとなる。

9. SAJポイント、FISポイントとの関係

9-1 SAJポイントまたはFISポイントを取得している選手はSAKポイントと比較して最も良いポイントを採用する。

9-2 SAJポイントまたはFISポイントを採用した選手には「#」記号を付加しSAKポイントリストに掲載する。

9-3 比較するSAJポイントまたはFISポイントはSAJ・FISが発行するポイントリストの最終ポイントとする。

10. SAKポイントリスト

10-1 SAKポイントリストへの掲載は男子、女子とも全種目900点までとする。

10-2 ポイントのない選手は999.99と表示する。

10-3 ペナルティーの有る選手のポイントには次の記号を付加しSAKポイントリストに掲載する。

+ =シングルペナルティー

* =ダブルペナルティー

10-4 SAKポイントリストには「チーム別管理登録者一覧表」「種目別トータルポイントリスト」「種目別クラス別ポイントリスト」が掲載される。

11. ポイントリストの発行

11-1 SAKポイントリストはNo.1リスト、No.2リスト、最終リストの当該年度において3回発行される。

11-2 SAKポイントリストはWebページへの掲載のみとし印刷物による配布は行わない。

11-3 SAKポイントリストは京都府スキー連盟競技部ポイント委員会のWebページに掲載する。

URL : <http://sak-point.skr.jp/>

12. 細則の改廃

12-1 この細則の改廃はSAKポイント小委員会の議決による。

1994. 12. 01一部改定

1995. 04. 01一部改定

1995. 10. 01一部改定

1996. 08. 01一部改定

2000. 06. 01一部改定

2000. 07. 01一部改定

2002. 11. 24一部改定

2003. 11. 23一部改定

2005. 11. 01一部改定

2010. 09. 23一部改定

2013. 06. 01一部改定

2018. 09. 12一部改定

2023. 08. 28一部改定

2025. 07. 31一部改定